

ざいりゆうてつづき IV-2 在留手続

さいにゆうこくきよか にほん いちじはな 1. 再入国許可（日本を一時離れるとき）

ざいりゆうきかんに いちじてき にほん はな ばあい ふただ にほん にゆうこく さいにゆうこくきよか しゅとく
在留期間内に一時的に日本を離れる場合、再び日本へ入国するため再入国許可を取得することがで
きます。許可には最長5年間有効(ただし在留期間の有効期間を超えないこと)の一回再入国許可と数次
ざいりゆうこくきよか ざいりゆうしかく たんきだいたいざい ざいりゆう かた さいにゆうこくきよか たいしやう
再入国許可があります。なお、在留資格「短期滞在」で在留されている方は、再入国許可の対象に
はなりません。ていしゆつしよるい つぎ
提出書類は次のとおりです。

- ① 再入国許可申請書（入国管理局の窓口にあります。）
- ② 在留カード（⇒IV-1）
- ③ パスポート
- ④ 収入印紙3,000円分（1回許可）もしくは6,000円分（数次許可）

さいにゆうこくきよか つうじやうそくじつはっこう ふない てつづ おおさかにゆうこくかんにきよく う つ
再入国許可は通常即日発行されます。府内での手続きは、大阪入国管理局で受け付けています。

さいにゆうこくきよかせいど どうにゆう ゆうこう ばすほーと ざいりゆうかーと も がいこくじん ひと しゅつこく
「みなし再入国許可制度」が導入され、有効なパスポートと在留カードを持つ外国人の人が、出国
ごねないない おな かつどう さいにゆうこく ばあい さいにゆうこくきよか う ひつやう
後1年以内に同じ活動をするために再入国する場合は、再入国許可を受ける必要はありません。この
せいど りやう ばあい しゅつこく とぎざいりゆうかーと ていじ ひつやう
制度を利用する場合、出国する時在留カードを提示する必要があります。

ざいりゆうきかん こうしん 2. 在留期間の更新

いまきよか にほん たいざい つうじやう きげん きげん えんちやう おな かつどう
あなたが今許可されている日本での滞在には通常、期限があります。その期限を延長して同じ活動を
つづ ばあい こうしんしんせい きよか え ひつやう しんせい きげん まんりやう かけつまえ おこな
続けたい場合、更新申請をして許可を得る必要があります。申請は期限が満了する3カ月前から行え
ます。ひつやうしよるい つぎ
必要書類は次のとおりです。

- ① 在留期間更新許可申請書（入国管理局の窓口にあります。）
- ② パスポート
- ③ 在留カード
- ④ これまでおよびこれからの在留活動を証明する文書（在留資格によってそれぞれ異なっていま
しやうさい がいこくじんざいりゆうそうごう いんふおめーしょんせんたーとあ こと ほうむしやう
すので、詳細は外国人在留総合インフォメーションセンターに問い合わせして下さい。法務省
にゆうこくかんにきよく ほーむぺーじ あんない
入国管理局のホームページでも案内しています。）
- ⑤ 写真

許可

しよるいなど しんさ おこな ざいりゆう みと けつてい しんせい じてん ざいりゆう
書類等により審査が行われ、在留が認められるかどうか決定されます。申請をした時点で在留
かーど うらめん しんせいちゆう むね きさい きよか ちゆうちやうざいりゆうしゃ ばあい ざいりゆうかーと
カードの裏面に申請中である旨の記載がされます。許可になれば、中長期在留者の場合は、在留カード
こうふ
が交付されます。

ざいりゆうしかく へんこう 3. 在留資格の変更

いまきよか ざいりゆうしかく かつどう こと ざいりゆうしかく かつどう おこな ばあい ざいりゆうしかく
あなたが今許可されている在留資格での活動と異なる在留資格での活動を行う場合、在留資格の
へんこう しんせい いっだんにほん しゅつこく べつ ざいりゆうしかく へんこう せいど
変更を申請します。一旦日本を出国することなく、別の在留資格へ変更することができる制度です。
しかく へんこう ひつやう ことがら しょう とぎ ざいりゆうきげん き あいだ てつづき
資格の変更を必要とする事柄が生じた時から在留期限が切れるまでの間に手続きしてください。

ひつやう しよるい へんこう ざいりゆう しかく こと がいこくじん ざいりゆう そうごう
必要書類は変更しようとする在留資格により異なりますので、外国人在留総合

いんふおめーしょんせんたーとあ
インフォメーションセンターにお問い合わせください。かきほーむぺーじ
下記ホームページでも案内しています。あんない

URL http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10.html

にほんご
(日本語のみ)

4. 資格外活動許可

あなたが与えられている在留資格の活動で許可されていない仕事をするとならば不法就労となります。たとえば留学生がアルバイトをする場合には、この「資格外活動許可」が必要です。実際にあなたがアルバイトなどを始める前に入国管理局で許可を受けてください。

新規に入国する人で、「留学」の在留資格が決定された人(ただし、「3カ月」を超える在留期間が決定された方のみ)には、入国時の空海港で「資格外活動許可」を申請することができるようになりました。

必要書類

- ① 資格外活動許可申請書
- ② 在留カード
- ③ パスポート
- ④ 活動の内容を証明する文書